

ハズダの意味と用法

田 村 直 子

1. 本稿の目的

本稿では「太郎は会社に行くはずだ。」にみられる「はずだ」という形式（以下ハズダと表す）の意味と用法を分析する。その際、ハズダの語彙的意味からどのように各種用法が派生していくのか、その過程の説明に焦点をあてる。先の例文では、「太郎が会社に行く」ことに対する話者のハズダという判断が示されている。「太郎が会社に行くこと」はここではハズダの判断の対象になっている。このような判断の対象となる事柄を、ハズダと共起している命題ということで、共起命題と呼び、「P」と表すことにする。この【Pが必ず実現する（成立する）という、根拠に基づいた話者の判断】をハズダという形式が持つ意味とする。ハズダの各用法はこの語彙的意味が

- a. 共起命題を構成する主格名詞句や述部動詞句などの意味特徴、
- b. 前後の文脈

に支えられて、様々に解釈を受けた結果であることを明らかにする。また、このハズダの語彙的意味は、ハズダッタ、ハズダナイ等の用法分析の際にも有効であることを示す。

2. 先行研究の問題点

先行研究ではハズダの用法に対して、既に多くのカテゴリーが提案されている。しかしながら研究者によって分類の仕方やカテゴリーの数に異なりがみられる。このことはハズダの用法を分類する難しさを物語っている。以下に、先行研究の中でも、ある程度一致の見られるハズダの用法を、参考までにいくつか見てみよう。

- ・「予想」を表す（奥田1993の例）
 - (1) 午後二時になれば、指名五社の代表が入札書類をもって、やってくるはずだ。
- ・「確認要求」を表す（三宅1993の例）
 - (2) 「オラ、カザマ。そろそろいいだろう。ちょっと付き合ってもらおうよ。理由はリエから聞いたはずだ。」
- ・「記憶」を表す（三宅1993の例）
 - (3) 「阿佐田貴恵って女の子……ご存じですか!?!」「阿佐田? たしか一年前に治療したことがあったはずだ。」
- ・「確かさ」を表す（奥田1993の例）
 - (4) 彼はこの湖の水の深さを考えていた。このよどんでいる水はどこへながれていくのか。もともと火山湖であるから、底はふかいはずだ。

- ・「論理的必然性」を表す（山田1982の例）
(5) 千五百円で一万円札を出したからつりは八千五百円のはずだ。

- ・「納得」を表す
(6) 安いはずだ。にせものだもの。（野田1984の例）
(7) 首相の私的な諮問機関は、どれも首相好みの人物が顔を並べている。これでは、首相の考え通りの結論が出るはずだ。（野田1984の例）

各先行研究においてハズダという形式は「《出来事の出現を当然とする判断》を差し出す（奥田1993：180）」、「確信的判断（三宅1993：36）」、「言表事態として描き出されている事態が、ある推論によって引きだされたものであることを表している（仁田1991：64）」などと説明されている。しかしながら、上記の各用法がなぜ可能なのか、用法同士はどのような関連性を持っているのか、部分的な関連づけは試みられているが、その分析の体系的な枠組みはまだ見られないようだ。そしてこのことが、ハズダの用法の分類をまちまちにさせるという結果になっている。どのような原理に基づいてハズダに各種の用法が可能になるのか、用法分類を行なう前に用法派生の説明が必要と思われる。

3. 各種用法の出現条件

用法派生の過程を探るためには、個々の用法の具体例が、どのような条件下で成立しているのかを確かめる必要がある。実際各用法は、無制限に可能なのではなく、各種用法の実現には、むしろ特定の条件が満たされていなければならないことが観察される。

「予想」の用法が成立するのは、共起する述語動詞が「未来テンスのかたちをとっているばあい（奥田1993：192）」である。(1a) 後半の文では「予想」という解釈は難しい。

(1a) 代表が入札書類をもって、やってくるはずだ。→やってきたはずだ。

「確認要求」の用法では二人称の主格名詞が立つことが多い。(2)で「聞き手」を「彼」に置き換えると(2a)、「確認要求」というよりは「確信」とか「推測」の解釈に傾く。

(2a) 君は → 彼は 理由をリエから聞いたはずだ。

「論理的必然性」の用法を導き出すには、例えば理由を表す従属節とハズダが共起している必要がある。「千五百円で一万円札を出した」という文脈がなければ(5a)、「つりは八千五百円」ということへの話者の単なる「推測」でしかない。

(5a) つりは八千五百円のはずだ。

一方、(6)や(7)の「納得」を表す用法の成立には、(1)から(5)までの成立条件とは性質の異なる条件が観察される。まず、「これでは」等話者が共起命題の成立を確定済み、と把握していることを示唆する文脈がなければ、必ずしも「納得」用法とはならない(7a)。

(7a) 首相の私的な諮問機関は、どれも首相好みの人物が顔を並べている。

これでは → だから、首相の考え通りの結論が出るはずだ。

また(6b)や(7b)のように、ハズダと判断するきっかけとなる事柄が文脈に示されていないと、「納得」用法とは考えにくく、むしろ「確信」や「予想」などの読みに傾く。

(6b) 安いはずだ。

(7b) 首相の考え通りの結論が出るはずだ。

同じハズダを含む文でも、関連文脈の有無がハズダの用法を左右していることがわかる。

上記で見たように、ハズダの各種用法は特定条件が整って初めて可能である。さらにそれは(1)(2)(3)(4)(5)の用法を導く条件と、(6)(7)の用法を導く条件とに二分される。そこで第4節では、共起命題の構成要素に対して設定できる条件(すなわち一文レベルの条件)と用法派生の関係を考察し、第5節では共起命題以外、つまり前後の文など文脈中に設定しなければならない条件(談話レベルの条件)と「納得」用法について分けて考察を行なうことにする。なお、ハズダに関しては文レベルの条件の方が、談話レベルの条件より多くの用法を導き出していることから、文レベルの条件を細かく観察していく。

4. 文レベルの条件とハズダの用法

文レベルの条件により派生可能なハズダの用法は「予想」「確認要求」「記憶」「論理的必然性」「確かさ」など多様である。その他にもカテゴリーを立てることはできるだろうが、本稿では、用法の分類が目的ではなく、用法派生の過程を明らかにすることが目的なので、上記の五つの用法を例に、そのメカニズムに迫ることにしよう。さて、文レベルの条件の中でも、用法派生に特に影響を及ぼすのは、命題述部を構成する動詞句の自己制御性(4.1.)、主格名詞句の意味特徴(4.2.)、状態を表す述部(4.3.)の三点である。

4.1. 動詞句の自己制御性とハズダの用法

自己制御性とは「動きの発生・過程・達成を、動きの主体が自分の意志でもって制御できるといった(仁田1988:35)」動詞句の性質のひとつである。動詞は、命令形(「歩ケ」)や意志形(「歩コウ」)を持ち、自己制御性を示す意志動詞(会う、読む、走る等)と、命令形や意志形を持たず、自己制御性を示さない無意志動詞(出会う、感じる、誤解する等)に大別される。ここでは共起命題が、動作主によって制御できる性質の動きを表している場合を自己制御性がある、動作主も制御できない動きを表している場合を自己制御性がない、と呼んでおく。

まず自己制御性のある動詞句と共起する場合から、ハズダの用法を見てみよう。

(8) 太郎は花子に **会う** はずだ。

「会う」のような意志動詞の非過去の形(以下「ル形」と呼ぶ)は、動作主が自らの意志でこれから行なう事態(未来時)を表す。従って(8)は他人の意志にその生起が左右される事態に対して、必ず成立するという話者の判断を示すことになる。「必ず成立する」とはいつでも、本来他人の意志や意向は量り知れないものだから、話者が動作主の「予定」を把握している、あるいは動作主の行動を「予想」している、という具合に「必然性」は解釈される。一方、無意志動詞のル形に代表される、自己制御性の無い動詞句と共起する場合は、動作主もその生起を予測できない事態が将来起こる必然性を、話者が示すことになる。

(9) 太郎は花子に **巡り会う** はずだ。

従って、通常なら窺い知れない出来事を「予告・予言」というニュアンスが出てくる。以上の考察をまとめると、(10)のような図式が書ける。

- (10) 自己制御性のある動詞句+ハズダ→「予想」用法
自己制御性のない動詞句+ハズダ→「予言」用法

4.2. 主格名詞句の意味特徴とハズダの用法

主格に立つ名詞句の意味特徴もハズダの用法派生に影響を及ぼす。モダリティと人称の関連については既に指摘がある通り（仁田1991）、ハズダの用法分析でも重要となる。また名詞句の総称指示と特定指示の別は、一般的な知識をもって話者が指示物の属性や行動パターンをある程度予測できるのか、それとも予測不可能なのかという点を区別するので、やはりハズダの用法に関係してくる。さらに、名詞句の指示物が自由意志で行動を起こすことができるかどうかという、主体性の度合いがハズダの用法に関連する。

では、まずハズダを伴う文の人称とハズダの用法の関連をみてみよう。主格名詞句が一人称である場合は話者自身に関する事柄、つまり話者自身が一番詳しい、と想定される事柄が命題内容であると考えられる。

(11) ? **僕は** 彼に **投票する** はずだ。(仁田1991の例)

(11)の「投票する」という行為は、話者の意志次第で遂行できる事態である。それにもかかわらず、遂行への意志を明らかにせず、わざわざ遂行の必然性のみを提示するため、聞き手としては情報量不足を感じてしまうのだろう。一方、既に完了済みとされる行為に言及する場合は「記憶」をたどって出した判断、という独特の用法が出てくる。

(3) 「阿佐田貴恵って女の子……ご存じですか!」「阿佐田? たしか一年前に **治療したことがあった** はずだ。」(三宅1993の例)

(12) しかし、「数と力」のみに依存する政治が何をもたらすか、10年に及んだ「田中支配」のゆがみを通じて、**われわれは** 身をもって **体験した** はずである。

(朝日新聞86・5・15)

(3)や(12)では自分の行為が完了済みである(タ形で表現される)必然性を示すだけである。行為自身の生起は、もはや制御できないものと位置付けられているので、ハズダとの共起が自然になるのだろう。以上のことをまとめると(13)のようになる。

- (13) 一人称主語+意志動詞のル形→不自然
 〃 +意志動詞のタ形→「記憶」用法

同様に相手に関する事柄に対して、その真偽の必然性を話者が提示する(2)のような場合は、相手が知っていて当然である事柄を話者があえて指摘する、という図式になる。そのような発話が有意義なのは、相手に事柄の確認を促す「確認要求」の機能を担う場合である。

(2) 「オラ、カザマ。そろそろいいだろう。ちょっと付き合ってもらおうよ。理由はリエから聞いたはずだ。」(三宅1993の例)

さて、話者でも聞き手でもない第三者に関しては、情報量の大小による上記のような

制御は基本的にない。しかし今度は、その該当者が自らの意志で当該事態を引き起こすことができるかどうか、という主体性の度合いが、関わってくる。

(14) **彼は**あと少し前に進む**はずだ**。

(15) 変動相場制下で**ドル高・円安は**さらに進む**はずだ**。(朝日新聞85・8・17)

「彼」の意志次第で遂行可能な事態の真偽を、話者が判断する場合は、(8)同様「予定・予想」といった読み傾向。一方自由意志を持つとは見なされていない「ドル高・円安」という現象の今後の進行を判断する場合は、どちらかといえば「予測・推測」といった読みが成立しやすい。

4.3. 状態性の述部とハズダの用法

ここでは命題の述部が状態性の事柄を表す場合を考察する。これまで考察してきた「動き」を表す動詞のル形は、基本的⁽¹⁾に発話時以降に想定される動きを表し、他方、タ形は発話時以前の完了が想定される動きを表す。これに対して状態を表す形容詞句や名詞句は、発話時の状態に言及する。この前後関係はハズダと判断する時点を基準に考えても同様に成り立つ。例えば「太郎は賢いはずだ。」なら、太郎が「賢い」ことも話者の「はずだ」という判断も同時に存在していることになる。そこで「必ず成立する」という話者の判断は、「事態の成立は当然だ」という、話者の「確信」あるいは事柄の「確かさ」を表す用法を派生させる。(4)はこれから成立する事態への「予想」という読みは難しく、既に「底はふかい」のであり、そのことを話者が確かな事と見なしている、という読み傾向。

(4) もともと火山湖であるから、(この湖の)底は**ふかい**はずだ。(奥田1993の例)

命題内容自体が一般的あるいは法則的な事柄を表している場合、その真偽のほどは話者にも聞き手にも広く共通の知識と考えられる。従ってあえてその真偽関係には触れず、成立の必然性のみを指摘することは、現状態の確認につながっていく。

(16) 軍隊は外敵から国を守るのが**仕事の**はずである。(朝日新聞87・8・29)

(16)には「国防が仕事である」ことを確認する、あるいはそれが当然である、という話者の見解が示されている。またハズダは、ある根拠から必然的に導き出された結論が現状と食い違っている「現状との不一致」を表すことができる。

(17) 彼の成績はもっと**いい**はずだ。(森田／松木1989の例)

単に、導き出した結論の真相がまだ話者に確認できていないのであれば「予想・推測」とも解釈できる。しかし状態性の現象は、ハズダと判断する時と同時に並行して成立していることになっているので、その成立の有無を話者は確認できるのが建前である。それなのに、あえてその必然性のみを指摘するということは、現状が結論と食い違う、という読みになり易い。

また、どのような筋道をたどって必然性を判断するに至ったかを具体的に示すと、「論理的必然性」という読みもでてくる。

(5) **千五百円で一万円札を出したから** つりは**八千五百円の**はずだ。(山田1982の例)

4.4 文レベルの条件と用法のまとめ

ここまでは文レベル(共起命題の構成要素)の条件毎にハズダの用法を考察してきた。本節では「予想」「確認要求」「記憶」「確かさ」「論理的必然性」の用法別にその条件をまとめ直し、さらに追加すべきことをいくつか挙げておく。

「予想」とは、これから起こることをあらかじめ想像することだから、「予想」用法の場合、ハズダの取る命題内容は、明らかにこれから起こる、と考えられる事態を表すのでなければならない。従って動詞句は未来時を表す動詞のル形がまず考えられる。しかしながら副詞句やその他の文脈などで明らかであれば、例えば動作の継続や動作終了後の状態(金田一1950参照)を表す動詞のテイル形であっても「予想」用法は可能である。

(18) **週間後なら** 彼の病気も治っているはずだ。

「確認要求」とは、聞き手に物事の確認を促す、再認識を求める用法である。重要なのは、話者より聞き手が命題内容に詳しい立場に本来ある、ということで、そのような例として主格名詞句が二人称の場合を挙げた。しかし、その他の構成要素として聞き手が挙げられる場合でも、上記の条件を満たしていれば「確認要求」用法が可能である。

(19) 「しかし、君にも分かるだろう。あの出来事は外へ洩れては困る類のことだ。

その点は、国崎専務も **君に** 念を **押した** はずだよ」(三宅1993の例)

また、当然聞き手の方が心得ているべき事柄としては当人の経験などが考えられるので、述部動詞としてはタ形をまず挙げたが、例えば聞き手の性質や属性を表す「得意としている」など、形式的には動詞のテイル形と共起しても、「確認要求」用法は可能であろう。

(20) 大人たちからしばしば「新人類」とみなされてきた **君たちは**、そうしたやり方を **得意としている** はずである。(朝日新聞86・4・1)

「記憶」を表す用法は、話者が記憶に基づいて「命題内容が必ず成立するという判断」を下した、と思われる時に派生する用法である。話者がまず間違いなく、なんらかの記憶に基づいて判断を下すだろうと考えられるのが、話者自身の過去の出来事である。そこで主格名詞句に一人称が立ち、動詞がタ形の場合の例を(3)と(12)に挙げておいた。だが、「確か」「思い違いでなければ」など、記憶を頼りに判断していることが窺われる副詞句などと共に用いられれば、その他の場合でも「記憶」用法は可能である。

(21) 傘は **確か** ここにあるはずだ。

事柄の「確かさ」あるいは話者の「確信」は、命題内容が、発話時に言及する場合に出てきやすい用法である。判断に同時並行して継続している事象に言及するため、「事態がこれから成立する必然性」というより「事態成立の当然性」という読みに傾くのである。発話時との同時進行性を表す継続性の動作等と共起しても同様の用法が可能である。

(22) 天王星は今、南極を太陽に向けて美しく **輝いている** はずだ。(朝日新聞86・1・4)

(23) このことは、同党の議員がいちばんよく **知っている** はずだ。(朝日新聞87・11・18)

「論理的必然性」は、どのような筋道をたどって、必然性を判断するに至ったかを具体的に文中に示すと出てくる用法である。「論理的に考えると当然こうである」という確信を表すので、発話時点でまだその生起が未知な事柄とは、共起しづらい。(25)のように

文脈を整えても、意志動詞のル形と共起する場合はやはり「予想・予定」という読みが出てきてしまうようだ。

(24) おじいさんは、僕が生まれる前に死んでいたというから、僕が二歳の頃には **いなかったはずだ**。

(25) 二人のうち一人が出向き、もう一人が待機しなければならない。太郎は待機するから、次郎が **出向くはずだ**。(→「予想」読みに傾く)

以上の結果をまとめたのが図1である。

図1 文レベルの条件とハズダの用法

ハズダの語彙的意味	用法成立条件		条件の具体化例		用法	例文
	+	これから起きる事態に言及	・三人称主語＋動詞のル形 ・未来時を表す副詞句など	→	予想	(1) (18)
	+	話者より聞き手が内容に詳しい	・二人称主語 ・二格、ヲ格等で聞き手に言及	→	確認要求	(2)(20) (19)
	+	記憶に基づく判断	・一人称主語＋述語の過去時制 ・「確か」等の副詞句など	→	記憶	(3)(12) (21)
	+	発話時と同時並行事象に言及	・述部が形容詞句、名詞句 ・動詞のテイル形 など	→	確信	(4) (22)(23)
	+	論理的な判断手順を示す	・理由を表す従属節 ・動詞のル形以外	→	論理的必然性	(5) (24)

5. 談話レベルの条件とハズダの用法

前節ではハズダと共起する命題中に、ハズダの用法を導き出す条件を求め、これらの共起条件を基に各種用法を説明してきたが、本節で扱う「納得」用法は、少々タイプが異なる。既に指摘したように、ハズダの納得用法(6)(7)の成立条件は、共起命題中ではなく、その文脈に求められる。第一に納得用法は、命題内容が話者にとって成立済み(真偽が確定済み)とみなされている点において、ハズダのその他の用法と大きく異なる。「予想」「確認要求」などを表す用法の場合、命題述部がハズダという判断に後続する出来事(1)を表しても、ハズダという判断に先立つ出来事(2)を表しても、ハズダと並行して成立している状態(4)を表しても、それらの出来事(1)の真偽のほどはわからない。

(1) 午後二時になれば、指名五社の代表が入札書類をもって、やってくるはずだ。

(2) オラ、カザマ。ちょっと付き合ってもらおうよ。理由はリエから聞いたはずだ。

(4) もともと火山湖であるから、底はふかいはずだ。

(1)(2)(4)の用法からは本当に「代表がくるのかどうか」「カザマが聞いたのかどうか」「底

がふかいのかどうか」を我々は知ることができない。伝わってくるのは、あくまでも話者がそれらの出来事の成立を主張している、という心的態度である。反対に納得用法の場合は、命題内容が話者にとっては実現済み、つまり真であることが必須条件である。

(6) 安いはずだ。にせものだもの。

(7) 首相の私的な諮問機関は、どれも首相好みの人物が顔を並べている。これでは、首相の考え通りの結論が出るはずだ。

話者には「安いこと」「首相好みの結論が出ること」は事実として把握されている。従って、例えば命題内容を否定するような文を納得用法の後に続けると不自然である。

(6c) にせものだもの、安いはずだ。でも安くないかもしれない。(不自然)

(7c) これでは首相好みの結論が出るはずだ。でも出ないかもしれない。(不自然)

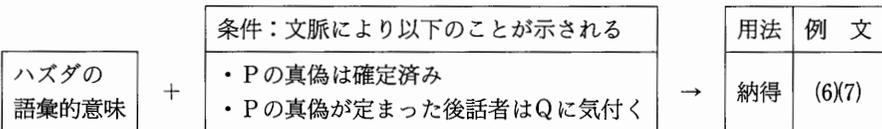
このような不自然さは(1b)(4b)では観察されない。これらの用法では命題の真偽は未確定であるからである。

(1b) 二時に代表がやってくるはずだ。でもこないかもしれない。

(4b) この湖の底は深いはずだ。でも深くないかもしれない。

第二に納得用法は、特定の文脈が想定されていなければならない。(6)(7)では、命題内容で表されている事態「安い」「首相好みの結論が出る」に対して、そうなるのが必然的であることを示す根拠「にせものだ」「諮問機関は首相好みの人物で構成されている」が前後の文脈に提示されている。気付かなかったが、話者が事実と捉えている出来事も、実はなんらかの根拠があって生じたことで、その根拠に今思い当って、改めて出来事の起きた必然性を納得するという、話者の必的態度がこの用法におけるハズダの解釈である。命題で表される事態を「P」、Pが必然的に成立することを示す根拠を「Q」とすると、納得用法の成立条件は図2のようになる。

図2 ハズダの納得用法



興味深いのは、納得用法のこのような談話レベルでの特徴は「結びつけ(寺村1984)」「規定性と承前性(田野村1990)」「既定命題(國廣1994)」を示すと分析されてきたノダ、あるいはワケダという形式の持つ特徴と重なる部分が出てくることである。実際、ハズダは納得用法に限ってワケダと同様の文意を担うことが観察されている(寺村1984、森田/松木1989、奥田1993、三宅1993等)。

(6d) 安いわけだ。にせものだもの。

(7d) 首相の私的な諮問機関は、どれも首相好みの人物が顔を並べている。これでは首相の考え通りの結論が出るわけだ。

以上、語彙の意味からハズダの各種用法がどのように派生しているかを考察した。各用法を導き出す条件を、ハズダを伴う文の構成要素の意味特徴や文脈に求めることで、ハズダ自身の語彙の意味は一定なものとして捉えられることを見てきた。この語彙の意味は、ハズダッタやハズガナイなどにおいてもある程度関連し、その有効性が窺える。

6. ハズダッタ

ハズダの過去時制を表す形態はハズダッタである。ハズダッタには時制の標識としての役割とともに、「反事実的な意味を表す（三宅1993：43）」機能が指摘されている。

(26) 対話の中で学生たちは報道の自由などを求めるはずだった。(朝日新聞89・5・27)
(26)では「学生たちが……を求める」必然性が発話時以前にあったことが述べられているばかりでなく、実は学生たちは結局報道の自由を求める行動を起こさなかった、ということまで含意されている。同様に形態自体が「反事実的」読みを可能にするものに、ベキダッタとツモリダッタが挙げられる(三宅1993：44)。このことから、ハズダッタの「反事実的」用法は、ハズダの持つ語彙の意味と深く関連していると思われる。

さて、ではハズダッタには「反事実的」用法しか認められないのだろうか。

(27) 「彼はたしか来月帰国するハズダッタですね。」

「ええ、来月帰ってきますよ。」(山田1982の例)

(27)は「彼が来月帰国する」という判断が発話時以前であったことを単に確認する表現である。従って「彼の帰国」は、まだこれから起こる事態であり、そのことは聞き手の返答からも明らかである。ここでのハズダッタは「反事実的」に用いられているのではないことになる。(26)及び(27)からハズダッタには「反事実的」な読みと、そうではない読みが可能なことがわかる。この双方の用法派生過程はどう説明できるのだろうか。

ハズダは「共起命題Pが必ず成立するという、根拠に基づいた話者の判断」を意味するが、この「根拠に基づいた」必然性の判断というのがハズダッタの双方の用法を解明する手がかりとなる。そもそも特定の「根拠に基づいた必然性」であるのなら、その根拠が有効である限りは、誰が下しても、いつ下しても同じ結論（必然性）を導けることが期待される。「求めるハズダ」という判断が発話時以前であったことを、わざわざ「求めるハズダッタ」という形態を用いて提示されると、では発話時現在においては、もうその根拠も判断も無効なのか、それともまだ有効なのか解りかねる。発話時においても根拠そのものが有効なのであれば、「求めたハズダ」という形態を用いればいいからである。そこで、発話時においての根拠の有効性が認められない、と聞き手が判断した場合（予定が変更した、等）は、該当事態は非成立つまり「反事実」であり、逆に「たしか求めるハズダッタよね」に見られるように、有効性が発話時でも継続して認められる場合（予定に変更がない、等）は、単なる「確認」としてハズダッタは機能する。

7. ハズガナイとハズデハナイ

まず「～するはずだ」に対して「～しないはずだ」という表現があるが、これはハズダと判断する内容が肯定的に捉えられているか、否定的に捉えられているかの対立なので、ハズダの用法に直接影響を与える現象ではない。一方ハズガ(/ハ)ナイとハズデハナイという形式がある。双方とも形態上はハズダという形式の否定の形と考えられるが、意味的には「～するハズガナイ」が「～する」可能性がないことを表し、「～するハズダ」という判断を打ち消す意味を担うのに対して、ハズデハナイは「慣用的な、反語的な表現にのみ使用され(奥田1993:208)」る、と思われるほどその用法が限定されている。

(28) それほどの勢いになまみの人間が耐えられるはずはない。(朝日新聞88・6・15)

(29) これでは輸入に力が入るはずがない。(朝日新聞85・3・4)

(28)と(29)では「人間が耐えられる」「力が入る」ことが必然的であるとする、根拠に基づく判断(ハズダ)自体がナイと否定されるので、そう判断する根拠はどこにもない、という強い否定の意味を担うようになる。一方、ハズデハナイは次のように、文末において言い切る形で用いると不自然である。これはハズガナイとは対照的である。

(30) *金子コミッショナーは、辞任するはずで(は)ない。(中右1979の例)

ハズデハナイ及びハズデハナカッタは次のような、「～はずではないか、そうだろう?」というように、確認を求めるような「反語的」用法(31)か、話者の予測がはずれたことを表す用法(32)での使用に限られているようだ。

(31) 別のかたちの豊かさがあるはずではないか。(朝日新聞89・12・31)

(32) ホームショッピングでは、考える時間も短くなりがちだし、実物をみてこんなはずではなかったと思うことも少なくなかろう。(朝日新聞85・4・24)

ハズガナイには、まだハズダの語彙の意味から推測できる意味が認められるが、ハズデハナイになると、慣用的な用法が多くハズダの意味との関連性はあまり窺えない。

8. 残された問題とこれからの課題

本稿では、ハズダの各種用法が、ハズダの語彙の意味に様々な条件が加わり派生したものと考え、その派生過程を述べてきた。方法としては、共起命題の意味特徴及び文脈と用法の関連を分析するという手段を提示した。このような分析の枠組みは、ハズダに固有のものではなく、ニチガイナイ、ナケレバナラナイ、ベキダ等その他のモダリティ形式の分析への応用も考えられる。また、動詞句の自己制御性、主格名詞句の人称、述部の状態性など、いくつかの具体的な分析基準を設定したことにより、各種用法の全体像がつかめ、体系的に扱うことができるのではないかと思う。一方、用法派生メカニズムに着目した結果、例えばどの用法にも分類しがたいような中間的なものには言及できなかった。また、考察現象を基本的に文末表現としてのハズダに限ったため、「～はずなのに、」「～はずが、」など従属節内に出現するハズダ、あるいは名詞句内に出現するハズ

ダが、どの程度語彙的な意味を文全体のなかで主張しているかが考察できなかった。「～はずなのだ。」等ノダをはじめその他のモダリティ形式との共起関係も今後の課題である。

最後にハズダの「納得」用法についてだが、この用法だけ談話レベルの条件が、決定的な役割を担う点は注目される。命題の真偽性に関しても、その他のハズダの用法とは大きく異なり、ある意味で特殊な用法、あるいは本来的なハズダの用法に対して、拡張用法⁽²⁾と位置付けるのが妥当であろう。この拡張用法に限ってワケダとの置換性が出てきたり、ノダとの共通性が見られたりする。このように類似のモダリティ形式の示す特徴なども考慮して、モダリティ形式群のなかでのハズダの位置付け、その際の文レベルの条件と談話レベルの条件という区別の有効性など、これから検討を重ねていきたい。

注1 ル形でも発話時に成立する事柄を表す「いる・ある」等の存在動詞類、「思う・信じる」等の思考動詞類、「宣言する・名付ける」等の遂行動詞類は除外する。

2 「用法の拡張」という考え方は益岡（1993：7）を参考にしている。

参考文献

- 奥田 靖雄 1993 「説明（その3）—はずだ—」『ことばの科学6』言語学研究会 むぎ書房
北原 保雄 1981 『日本語助動詞の研究』大修館書店
金田一春彦 1950 「国語動詞の一分類」『日本語動詞のアスペクト』金田一春彦編1976むぎ書房 再録
——— 1953 「不変化助動詞の本質—主観的表現と客観的表現の別について」
『日本の言語学 文法Ⅰ』服部四郎他編1978 大修館書店 再録
草薙 裕 1985 「テンス・アスペクトの文法と意味」『文法と意味Ⅰ』水谷静夫編 朝倉書店
國廣 哲弥 1994 「「のだ」「のに」「ので」と「の」の共通性」国際日本語普及協会主催
第十回日本語教師のための公開研修講座レジュメ
久野 暉 1973 『日本文法研究』大修館書店
田野村忠温 1990 『現代日本語の文法Ⅰ』和泉書院
寺村 秀夫 1984 『日本語のシンタクスと意味Ⅱ』くろしお出版
中右 実 1979 「モダリティと命題」『日本語と英語と』
林栄一教授選暦記念論文集発行委員会編 くろしお出版
仁田 義雄 1988 「意志動詞と無意志動詞」『言語』vol.17/No.5
——— 1991 『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
野田 尚史 1984 「～にちがいない/～かもしれない/～はずだ」『日本語学』3-10
益岡 隆志 1991 『モダリティの文法』くろしお出版
——— 1993 「日本語の条件表現について」『日本語の条件表現』益岡隆志編 くろしお出版
三宅 知宏 1993 「認知的モダリティにおける確信的判断について」『語文』61 大阪大学国語国文学会
森田 良行 1989 『基礎日本語辞典』角川書店
森田良行/松木正恵 1989 『日本語表現文型』アルク
山田 進 1982 「ニチガイナイ・ハズダ」『ことばの意味3』國廣哲弥編 平凡社

例文出典

本文中（朝日新聞）と記したのは、CD-ROM『朝日新聞—天声人語・社説1985-1989』日外アソシエーツ発行・紀国屋書店発売からの例である。なお、出典のない例は作例である。

（筑波大学大学院 博士課程文芸・言語研究科 応用言語学）